

引っ越しするときには各種手続きをお忘れなく（混雑を避けて手続きを！）

3月下旬～4月上旬の窓口は、大変混雑します。（特に3月27日から4月3日までの中央区役所・東区役所は大混雑が予想されます。）お住まいの区に関係なく、どの区役所・総合出張所でも手続きができますので、窓口の混雑時期を避けて届け出を行いましょう。

手続き	内 容	必要なもの	手続き場所
市外へ転出するとき 転出届	転出予定日の約14日前から届け出可能。 （マイナンバーカードを使ってのオンライン または郵便による手続きがオススメです）	・ 本人確認書類（運転免許証など） ・ マイナンバーカードまたは住民基本 台帳カード（交付を受けた方のみ）	区役所区民課 総合出張所
市内間で転居するとき 転居届	転居した日から14日以内の届け出が必要。 （転居前は受け付け不可）	※代理人による届けの場合は、委任状と代理 人の本人確認ができる書類が必要。	

混雑を避けるために必見の情報です！ぜひご活用ください！

転出届はマイナポータルからがオススメ！

マイナンバーカードを使って、オンラインで転出の手続きを行うと、窓口への来庁が不要です。
詳しくは、デジタル庁・マイナポータル「引越し手続きについて」をご覧ください。



詳しくは、こちら



住民異動届に伴う各種手続きのための
区役所臨時窓口を
4月5日(土)に開設

時 間 午前9時～正午
開設窓口 すべての区役所の
区民課、福祉課、保健こども課
※総合出張所は開設しません。
※マイナンバーカードの申請、交付、パスポート申
請の受け付け、その他関係機関への確認が必要
なものなど、取り扱えない業務もあります。詳しく
は、担当課へ。
**平日は窓口が大変混雑しますので、
ぜひ臨時窓口をご利用ください。**

混雑状況予想カレンダー ～転入・転出・転居の届け出窓口混雑状況～

3月

日	月	火	水	木	金	土
9 休み	10	11	12	13	14	15 休み
16 休み	17	18	19	20 休み	21	22 休み
23 休み	24	25	26	27	28	29 休み

4月

日	月	火	水	木	金	土
3/30 休み	31	1	2	3	4	5 午前のみ 臨時開設
6 休み	7	8	9	10	11	12 休み

……やや混雑
……混 雑
……大変混雑

の予想です
例年、午前8時半～10時が
比較的空いています。
区役所と総合出張所の待
ち時間をリアルタイムで
確認できます。
詳しくは、市ホームページ
へ。

窓口混雑状況は
こちら → 

(地域政策課 ☎096-328-2031)

お引っ越しが決まったら上下水道局へ連絡を

上下水道の使用を中止する場合や開始する場合は、上下水道局への連絡が必要です。

○使用中止のとき
最後に使用する日の4～5日前までに検針票などに記載してある「水せん番号CD」を確認のうえ、電話またはインターネットで手続きをしてください。

○使用開始のとき
転居先の玄関前（郵便受け）にある使用申込書を郵送するか、電話またはインターネットで手続きをしてください。

連絡先：上下水道局お客さまセンター ☎096-381-1118
(上下水道局 料金課 ☎096-381-0448)

詳しくは、上下水道局ホームページへ。



引っ越し等に伴う一時多量ごみは、
ごみステーションに出せません！

他の利用者が利用できなくなったり、収集に支障をきたすため、ご自分で市の処理施設に持ち込むか、市の許可を受けた業者に処理を依頼する、複数回に小分けして出すなど、ごみ出しルールを守って正しく処理してください。

○一時多量ごみの目安
45L袋を使用した場合で、原則として
・ 1人につき2袋を超えた場合
・ 3人以上の世帯で5袋を超えた場合

持ち込み先を確認する場合はこちら↓


業者に処理を依頼する場合はこちら↓


(廃棄物計画課 ☎096-328-2359)

原付バイクの廃車手続きなどはお早めに

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在でバイク、軽自動車または小型特殊自動車（農耕作業用、その他）などを所有している方に課税します。
お持ちの車両を廃棄したり、他人へ譲渡した場合は、3月中に廃車手続きを済ませてください（手続きがない場合は、引き続き課税となります）。
また、進学や転勤に伴い原付バイクの定置場が市外に変わる場合も廃車手続きが必要です。

手続場所 市民税課、区役所税務室、総合出張所
※排気量125cc以下の原付バイクおよび小型特殊自動車（農耕作業用、その他）に限ります。

問い合わせ 市民税課、区役所税務室

廃 車
持参物 ナンバープレート、届出者の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）
【確認事項】 車名、車台番号、排気量 （盗難の場合は、被害に遭った日、警察へ届けた日、警察署名、受理番号）

名義変更
持参物 届出者の本人確認ができるもの（新所有者・新使用者の住民登録地が市外の場合は、住民票など住所を証明するものが必要）
【確認事項】 ナンバープレートの番号、車名、車台番号、排気量、「販売または譲渡した証明」欄の記入 ※代理人による届け出の場合、委任状は不要ですが、届け出者の本人確認ができるものが必要。

(市民税課 ☎096-328-2181)